

平成27年度山添村障害者就労施設等からの物品等の調達推進方針

平成28年 2月25日

(目的)

第1 この調達方針は、国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号。以下「法」という。）第9条の規定に基づき、障害者就労施設等（以下「施設等」という。）で就労する障害者の自立の促進に資するため、本村が行う物品及び役務（以下「物品等」という。）の調達に際し、村内外の施設等からの調達の推進を図ることを目的とする。

(適用範囲)

第2 この方針の適用範囲は、村の全ての機関（以下「各機関」という。）が発注する物品等の調達とする。

(対象となる施設等)

第3 この方針の対象となる施設等とは、法第2条第2項から第4項までに規定する次のとおりとする。

- (1) 障害者支援施設
- (2) 地域活動支援センター
- (3) 障害福祉サービス事業を行う施設（生活介護、就労移行支援又は就労継続支援を行う事業に限る。）
- (4) 障害者の地域における作業の場として障害者基本法（昭和45年法律第84号）第18条第3項の規定により、必要な費用の助成を受けている施設（小規模作業所）
- (5) 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律施行令（平成25年政令第22号。以下「施行令」という。）第1条第1号に規定する事業所（特例子会社）
- (6) 施行令第1条第2号に規定する事業所（重度障害者多数雇用事業所）
- (7) 住宅就業障害者
- (8) 住宅就業支援団体

(推進体制)

第4 施設等からの物品等の調達の推進に当たっては、各機関並びに関係団体等と連携し、計画的に推進する。

(調達目標)

第5 物品等の調達に当たっては、予算の適正な執行並びに契約における経済性、公正性及び競争性に留意しつつ、第6の規定に基づき、施設等からの調達の推進に努めるものとし、平成27年度の調達目標額を20千円以上とする。

(調達の推進)

第6 施設等からの物品等の調達を推進するため、次の取組を行う。

(1) 施設等からの調達機会増大の配慮

施設等からの物品等の調達に当たっては、次の事項について配慮する。

ア 物品等の調達が新たに生じた場合は、施設等からの調達の可能性について検討すること。

イ 物品等の調達について、施設等からの調達が可能となるよう、できる限り発注方法を考慮するとともに、履行期限及び発注量を考慮すること。

ウ 機能、規格等必要な事項について、施設等に対し十分な説明をすること。

(2) 随意契約による調達

施設等からの物品等の調達に当たっては、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第3号及び山添村契約規則（平成10年7月山添村規則第16号）第15条の規定による随意契約を積極的に活用する。

(3) 保健福祉課の役割

ア 調達における受発注調整窓口

物品等の調達において、仕様、履行期限及び発注量等について、各機関と施設等との間で調整を図る。

イ 調達の推進に必要な情報提供

施設等が提供する物品等の内容など、各機関に対して、必要な情報提供を行う。

ウ 品質の向上等

施設等が提供する物品等について、品質の向上や新商品開発に向けた取組の支援に努める。

(4) 県等との連携

調達する物品等の情報収集や情報交換など、県、関係機関等との連携を図りながら、施設等からの調達を進める。

(5) その他

イベント、各種行事等での記念品等の購入において、施設等からの調達に努める。

(調達実績の公表)

第7 年度終了後、保健福祉課は調達実績の概要を集計し公表する。